

令和2年5月1日

記者発表資料

四日市港管理組合

発表事項	公園・緑地の遊具の使用禁止期間の延長について
発表内容	<p>報告内容</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大阻止に向け、5月6日（水）まで公園・緑地に設置しているすべての遊具の一時使用禁止を実施していますが、県内における感染の拡大を確実に阻止するため、一時使用禁止期間を延長します。</p> <p><引き続き一時使用禁止とする遊具></p> <p>○シドニー港公園 「チューブ型複合遊具」、「健康遊具」等</p> <p>○浜園緑地 「ブランコ」</p> <p><期間></p> <p>5月7日以降、当分の間、引き続き一時使用禁止とします。</p> <p>遊具の使用再開時期については、国、県等の方針や県内外の感染者の状況等をみながら、判断します。</p> <p>このことについて、令和2年5月1日（金）にプレスリリースや、四日市港管理組合のホームページに掲載するとともに、引き続き看板を設置するなど適切に対応してまいります。</p>
特記事項	
連絡先	〒510—0011 四日市市霞2丁目1-1 四日市港管理組合 経営企画部港営課 課長 西井育央 管理担当副課長 山城卓也（電話 059-366-7013）

※港湾記者クラブ、県政記者クラブ及び第二県政記者クラブに同時発表しています。